

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年7月12日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 綿川 昌明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	中田 尚孝
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	世界3資産分散ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年7月13日から2020年7月17日まで) 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

世界3資産分散ファンド

（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自

に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

消費税率が10%になった場合は、2.2%となります。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

2019年 7月13日から2020年 7月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

い。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(以下「振替制度」と称する場合があります。)における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の株式、債券ならびに不動産投資信託証券へ分散投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 （ ） 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		なし
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式一 般、債券、公債、不動 産投信)(資産配分固 定型)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株

式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記からの「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、

組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）のみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) プル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

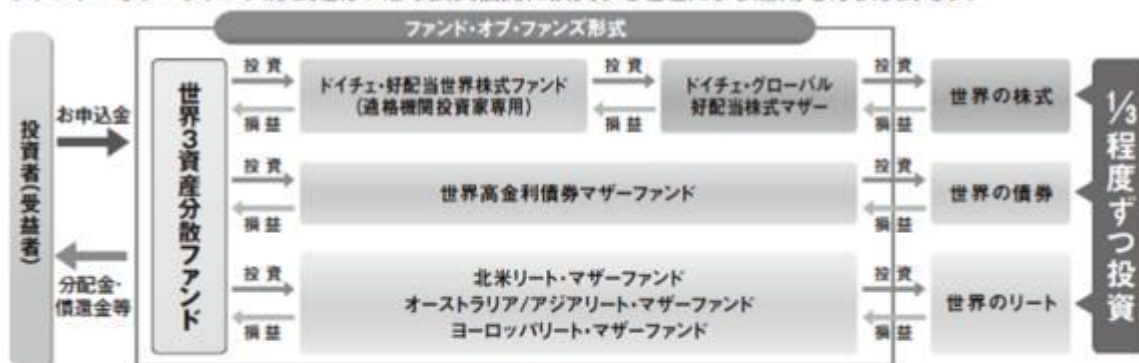
〈ファンドの特色〉

- 内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（これらを総称して「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。
- 主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の株式、債券ならびに不動産投資信託証券へ分散投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)
 - 世界高金利債券マザーファンド
 - 北米リート・マザーファンド
 - オーストラリア/アジアリート・マザーファンド
 - ヨーロッパリート・マザーファンド

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。

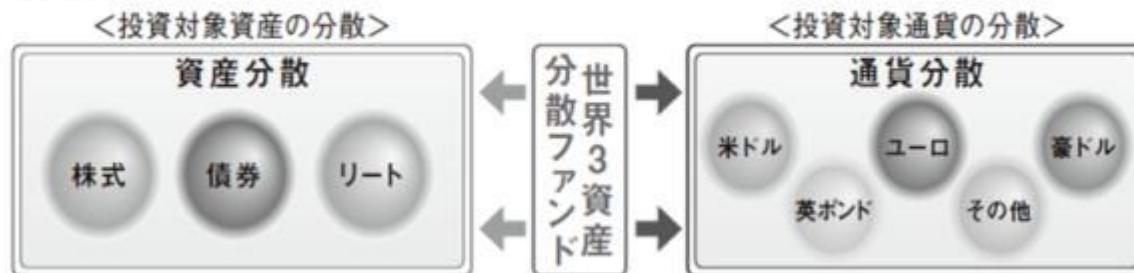


- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

資産分散と通貨分散

世界3資産分散ファンドは、投資対象の資産と通貨に分散して投資することでリスクの軽減を目指します。



※上記はイメージ図であり、実際の投資対象通貨とは異なります。

分配方針

毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、世界高金利債券マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。

- 収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。

ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

ファンドの目的・特色 [収益分配金に関する留意事項]

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

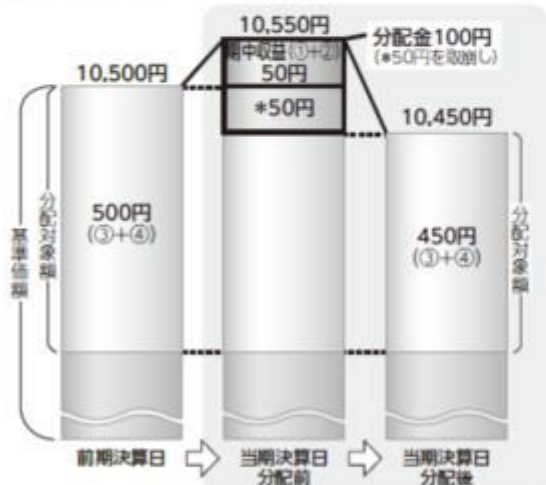
ファンドで分配金が支払われるイメージ



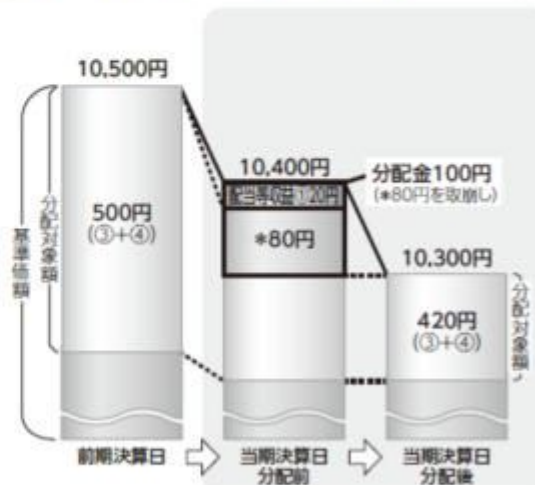
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金から支払われます。

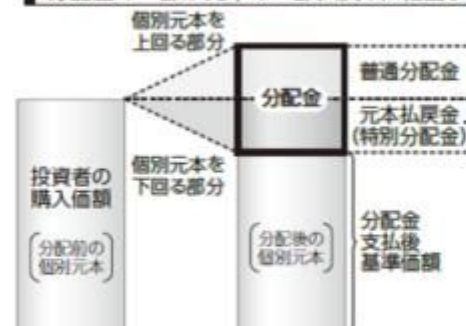
分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

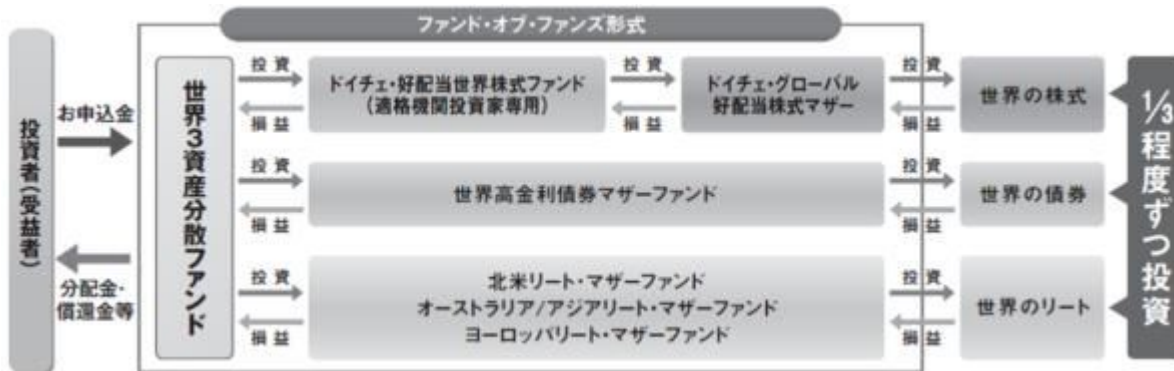
2007年5月31日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

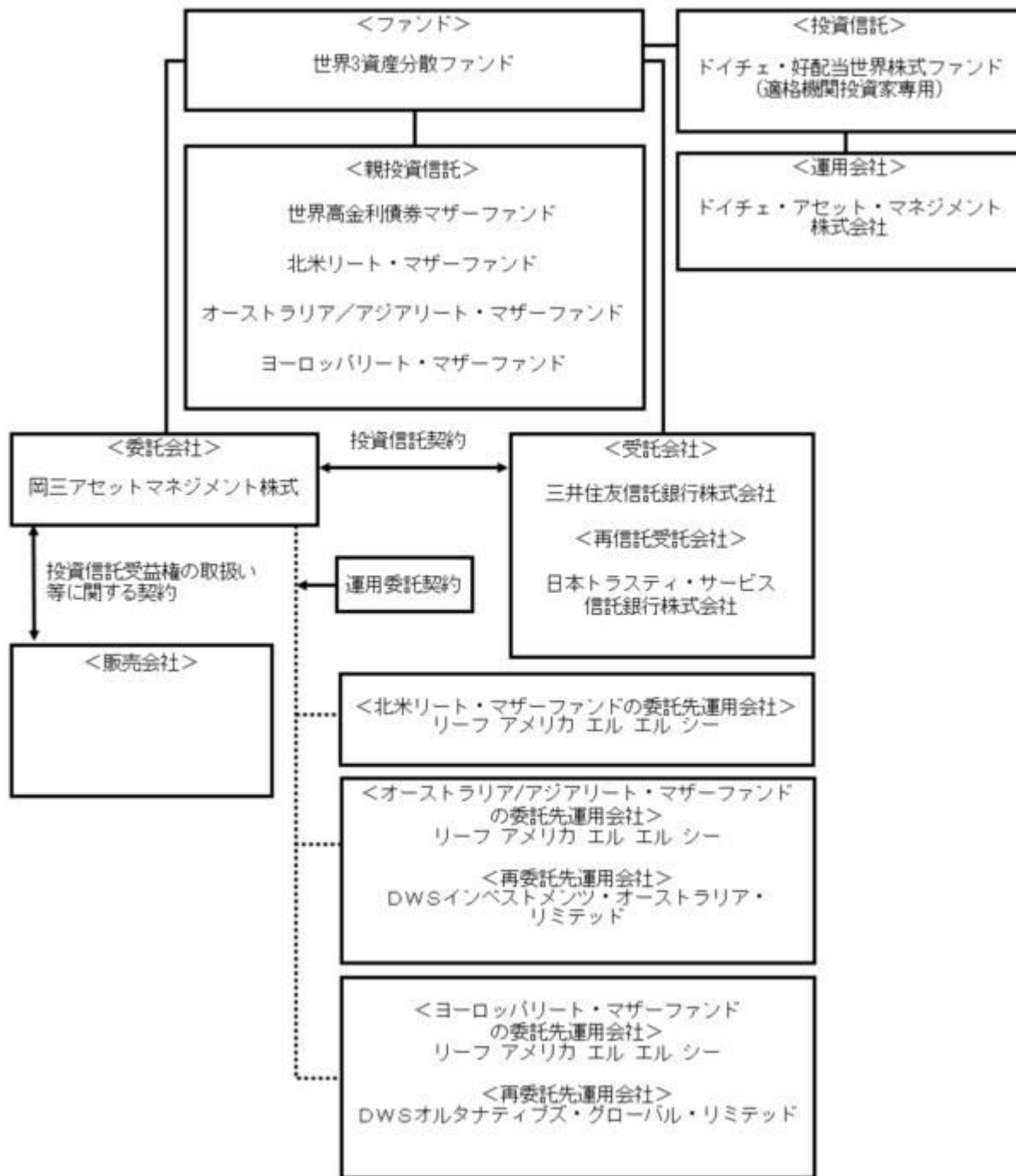
ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。

マザーファンドの 委託先運用会社	委託先運用会社は委託会社との運用委託契約に基づき、外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。 <運用委託契約の概要> 各運用委託契約では、委託会社が各運用会社に委託した運用指図に関する権限の業務内容、各運用会社の注意義務、各運用会社が運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合の委託の中止等について規定しています。
投資対象とする投資 信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用指図等を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社の概況（2019年4月末日現在）

資本金
10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
1987年 6月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
1990年 6月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

運用方法

a 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の株式、債券ならびに不動産投資信託証券へ分散投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 1．ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)
- 2．世界高金利債券マザーファンド
- 3．北米リート・マザーファンド
- 4．オーストラリア/アジアリート・マザーファンド
- 5．ヨーロッパリート・マザーファンド

ロ．各投資信託証券への投資にあたっては、以下の割合を目処に投資します。

- ・ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)
．．．．．投資信託財産の純資産総額の3分の1程度
- ・世界高金利債券マザーファンド
．．．．．投資信託財産の純資産総額の3分の1程度
- ・北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの合計
．．．．．投資信託財産の純資産総額の3分の1程度

ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ニ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、各投資信託証券の投資対象資産に着目し、基本投資割合に従って、各投資信託証券の組入比率を決定します。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として内国証券投資信託であるドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)の受益権、および岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である世界高金利債券マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの各受益証券（内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。以下同じ。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

運用会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 DWSの日本における拠点であり、投資信託ビジネス・公的年金・企業年金運用の長年にわたる経験、ノウハウ及び実績を有します。DWSはドイツ銀行グループの資産運用部門です。
基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
投資対象	ドイチェ・グローバル好配当株式マザー（以下、「親投資信託」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

マザーファンドの 投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>親投資信託受益証券への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資します。</p> <p>親投資信託受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約を行うことができます。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
マザーファンドの 投資態度	<p>安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。</p> <p>株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。</p> <p>原則として、株式の組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約を行うことができます。</p> <p>ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

<p>主要な投資制限</p>	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>決算日、分配方針</p>	<p>毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、上記の範囲内で運用会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、毎年2月、5月、8月および11月の決算時には基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で運用会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については特に制限を設けず、運用会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。</p>
<p>申込手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>解約手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>信託財産留保額</p>	<p>1口当たり解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%</p>
<p>信託報酬</p>	<p>投資信託財産の純資産総額に対して年率0.648%（税抜0.60%）とします。</p> <p>消費税率が10%になった場合は、年率0.66%となります。</p>

その他の費用	<p>以下の費用を、投資信託財産から支弁します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買委託手数料 ・先物取引・オプション取引等の売買委託手数料 ・財務諸表の監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額 ・投資信託財産に関する租税 ・海外における資産の保管等に要する費用 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブ取引等に係る投資制限 <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

世界高金利債券マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>運用にあたっては、世界を北米通貨圏、ヨーロッパ通貨圏、オセアニア通貨圏に区分し、各通貨圏のソブリン債への投資割合は各々3分の1程度とします。また、各通貨圏において、原則として相対的に高金利のソブリン債の配分を高め、安定的な利息収入の確保を目指します。</p> <p>投資対象とするソブリン債の格付けは、取得時において主要格付け機関の長期債格付けでA格相当以上とします。</p> <p>債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

決算	毎年4月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとしします。

北米リート・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	リーフ アメリカ エル エル シー DWS の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。 DWSはドイツ銀行グループの資産運用部門です。
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シー（RREEF America L.L.C.）に信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 株式への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

オーストラリア / アジアリート・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	リーフ アメリカ エル エル シー DWS の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。 なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWS インベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。 DWSはドイツ銀行グループの資産運用部門です。
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を旨とするとともに中長期的な値上がり益を追求します。 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。 運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産および不動産投資信託証券についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。 なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWS インベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 株式への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

ヨーロッパリート・マザーファンド

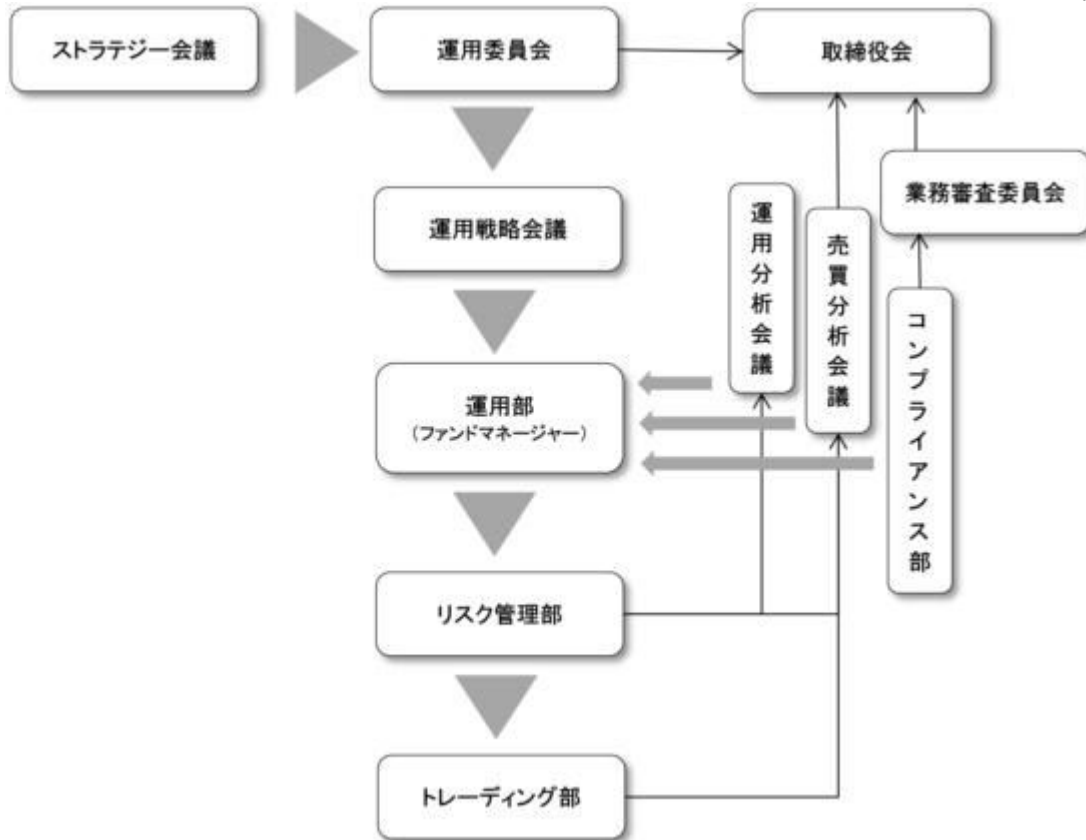
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
------	------------------

委託先運用会社	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>DWS の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSオルタナティブズ・グローバル・リミテッドに再委託します。</p> <p>DWSはドイツ銀行グループの資産運用部門です。</p>
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</p> <p>不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</p> <p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSオルタナティブズ・グローバル・リミテッドに再委託します。</p> <p>資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	ありません。

（3）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。また、投資するファンドの運用内容についてモニタリングを行います。
委託先運用会社 (再委託先運用会社を含む)	委託先運用会社は、委託会社との運用委託契約に基づいて、運用の指図を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。

リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

委託会社は、運用の指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用や運用指図結果の適切性並びに経営状態、委託業務にかかる運用体制やリスク管理体制、委託業務の執行状況等についてモニタリングを行っています。

運用体制等につきましては、2019年4月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4)【分配方針】

毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、世界高金利債券マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとしします。

b 分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。

ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在

するときは、利子・配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)にかかる運用の指図は、買い現先取引(売戻条件付買入れ)に限り行うことができるものとします。

資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払

開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、世界の株式、債券、不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投

資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

- ・ 分配金(配当金)減少リスク

利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けています。したがって、利益と分配金(配当金)との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金(配当金)も同様に減少する可能性があります。

- ・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

- ・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配(配当)する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

- ・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

- ・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- ・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

- ・ 流動性リスク

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社

会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等(以下、「法令諸規則等」という。)に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

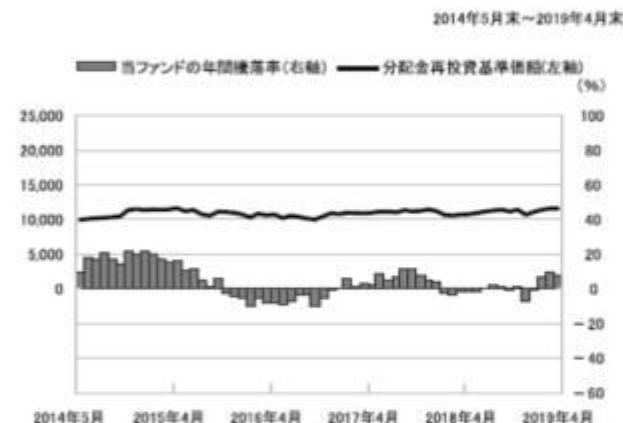
その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

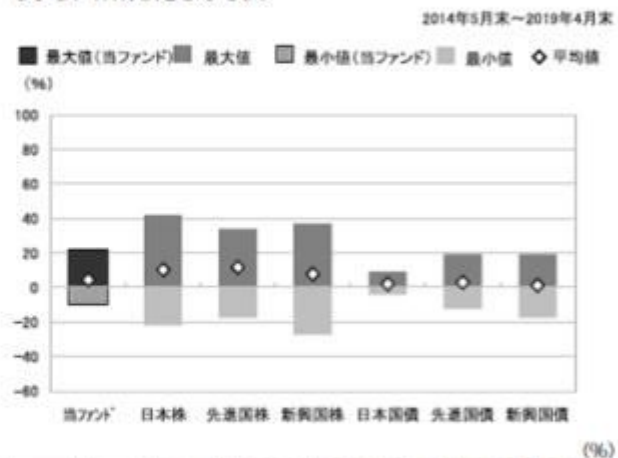


* 分配金再投資基準価額は、2014年5月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2014年5月から2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、JP Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

消費税率が10%になった場合は、2.2%となります。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.1664%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

消費税率が10%になった場合は、年率1.188%となります。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.54%（税抜0.50%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.54%（税抜0.50%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.0864%（税抜0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

消費税率が10%になった場合は、以下のようになります。

委託会社	年率0.55%（税抜0.50%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.55%（税抜0.50%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.088%（税抜0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

< 実質的な信託報酬の総額 >

- ・「ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」の信託報酬の総額は、計算期

間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.648%（税抜0.60%）を乗じて得た額です。

消費税率が10%になった場合は、年率0.66%となります。

・上記以外の投資信託証券には、信託報酬はありません。

ファンドは、「ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」の受益権を投資信託財産の純資産総額の3分の1程度組入れて運用を行いますので、当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬は、投資信託財産の純資産総額に年率1.3824%（税抜1.28%）程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

消費税率が10%になった場合は、年率1.408%となります。

委託先運用会社に支払う運用委託報酬

北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの委託先運用会社に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁します。

なお、オーストラリア/アジアリート・マザーファンドおよびヨーロッパリート・マザーファンドの再委託先の運用委託報酬は、委託先運用会社と再委託先運用会社との間で決められ、投資信託財産からの支弁はありません。

信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、投資対象とする「ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」の解約時の信託財産留保額（1口当たり解約時に適用される基準価額の0.30%）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.01296%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

消費税率が10%になった場合は、年率0.0132%となります。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

また、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等を間接的にご

負担いただきます。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は2019年4月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年 4月26日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位

を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

世界3資産分散ファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	115,059,379	32.74
親投資信託受益証券	日本	228,554,325	65.03
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		7,826,746	2.23
合計(純資産総額)		351,440,450	100.00

(参考) 世界高金利債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	155,045,070	21.25
	カナダ	81,234,594	11.13
	ドイツ	45,220,264	6.20
	イギリス	53,820,867	7.38
	スウェーデン	50,815,779	6.96
	ノルウェー	79,597,112	10.91
	オーストラリア	160,302,423	21.97
	ニュージーランド	77,014,859	10.55
	小計	703,050,968	96.35
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		26,623,726	3.65
合計(純資産総額)		729,674,694	100.00

(参考) 北米リート・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	8,964,014,212	87.58
	カナダ	637,554,690	6.23
	小計	9,601,568,902	93.80
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		634,187,799	6.20
合計(純資産総額)		10,235,756,701	100.00

(参考) オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	174,405,300	23.58

	オーストラリア	401,440,953	54.26
	ニュージーランド	43,070,153	5.82
	シンガポール	92,226,516	12.47
	小計	711,142,922	96.13
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		28,638,749	3.87
合計（純資産総額）		739,781,671	100.00

（参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ドイツ	99,844,701	6.42
	フランス	337,319,182	21.69
	オランダ	147,370,897	9.48
	スペイン	136,992,754	8.81
	ベルギー	37,513,008	2.41
	アイルランド	42,189,696	2.71
	イギリス	647,156,090	41.61
	小計	1,448,386,328	93.13
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		106,802,236	6.87
合計（純資産総額）		1,555,188,564	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

世界３資産分散ファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	173,517,388	0.669	116,083,132	0.6631	115,059,379	32.74
2	日本	親投資信託受益証券	世界高金利債券マザーファンド	91,407,949	1.2719	116,261,770	1.2568	114,881,510	32.69
3	日本	親投資信託受益証券	北米リート・マザーファンド	29,565,136	2.4988	73,877,361	2.5380	75,036,315	21.35
4	日本	親投資信託受益証券	オーストラリア/アジアリート・マザーファンド	9,413,918	2.3280	21,915,601	2.3055	21,703,787	6.18
5	日本	親投資信託受益証券	ヨーロッパリート・マザーファンド	14,937,115	1.1392	17,016,361	1.1336	16,932,713	4.82

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	32.74
親投資信託受益証券	65.03

合計	97.77
----	-------

(参考) 世界高金利債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ニュー ジーラ ンド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 5.5	900,000	8,540.07	76,860,701	8,557.20	77,014,859	5.5	2023年 4 月15日	10.55
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125	600,000	11,115.96	66,695,804	11,134.31	66,805,907	2.125	2021年 8 月15日	9.16
3	オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.5	700,000	9,058.39	63,408,755	9,116.41	63,814,919	5.5	2023年 4 月21日	8.75
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.125	500,000	12,460.78	62,303,945	12,462.53	62,312,683	8.125	2021年 5 月15日	8.54
5	ノル ウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 3.75	4,000,000	1,349.84	53,993,991	1,350.06	54,002,749	3.75	2021年 5 月25日	7.40
6	オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 3.25	600,000	8,546.76	51,280,611	8,629.88	51,779,298	3.25	2025年 4 月21日	7.10
7	オースト ラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	500,000	8,896.16	44,480,817	8,941.64	44,708,206	5.75	2022年 7 月15日	6.13
8	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2	500,000	8,332.32	41,661,637	8,344.10	41,720,532	2	2020年11 月 1日	5.72
9	スウェー デン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 1	3,000,000	1,244.14	37,324,219	1,255.99	37,679,735	1	2026年11 月12日	5.16
10	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25	210,000	16,359.32	34,354,589	16,389.05	34,417,015	6.25	2024年 1 月 4日	4.72
11	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 3.75	220,000	15,005.18	33,011,400	15,005.03	33,011,083	3.75	2020年 9 月 7日	4.52
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8	300,000	10,366.17	31,098,536	10,401.43	31,204,297	8	2023年 6 月 1日	4.28
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25	200,000	12,932.65	25,865,313	12,963.24	25,926,480	6.25	2023年 8 月15日	3.55
14	ノル ウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.5	2,000,000	1,274.46	25,489,262	1,279.71	25,594,363	1.5	2026年 2 月19日	3.51
15	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 6	100,000	20,695.17	20,695,177	20,809.78	20,809,784	6	2028年12 月 7日	2.85
16	スウェー デン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,000,000	1,310.87	13,108,760	1,313.60	13,136,044	3.5	2022年 6 月 1日	1.80
17	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 1	80,000	13,446.72	10,757,377	13,504.06	10,803,249	1	2025年 8 月15日	1.48
18	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 3.75	100,000	8,312.50	8,312,503	8,309.76	8,309,765	3.75	2019年 6 月 1日	1.14

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	96.35
合計	96.35

(参考) 北米リート・マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	106,154	7,784.71	826,378,188	8,248.93	875,657,711	8.55
2	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	43,726	20,146.15	880,910,734	19,892.52	869,820,439	8.50
3	アメリカ	投資証券	HCP INC	160,966	3,147.44	506,631,839	3,346.55	538,681,089	5.26
4	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	47,133	7,876.21	371,229,633	8,739.95	411,940,488	4.02
5	アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	198,187	1,797.22	356,186,877	1,952.90	387,039,591	3.78
6	アメリカ	投資証券	STORE CAPITAL CORP	96,519	3,282.73	316,845,975	3,696.64	356,796,237	3.49
7	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	175,117	1,843.12	322,762,284	1,984.21	347,470,479	3.39
8	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	39,570	7,160.41	283,337,490	7,838.44	310,167,387	3.03
9	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	66,004	4,159.43	274,539,127	4,454.98	294,046,863	2.87
10	アメリカ	投資証券	PHYSICIANS REALTY TRUST	142,277	1,918.94	273,021,729	2,035.67	289,629,021	2.83
11	アメリカ	投資証券	MGM GROWTH PROPERTIES LLC-A	76,698	3,304.93	253,481,738	3,616.11	277,348,443	2.71
12	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	48,909	6,234.37	304,916,884	5,669.67	277,298,208	2.71
13	アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST	73,411	3,040.65	223,217,406	3,579.19	262,752,651	2.57
14	アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	57,652	5,737.51	330,779,065	4,539.99	261,739,590	2.56
15	アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	48,476	4,967.80	240,819,132	5,307.28	257,275,826	2.51
16	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	37,345	6,597.48	246,383,062	6,652.83	248,450,235	2.43
17	アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	119,167	1,961.62	233,760,378	1,996.52	237,919,597	2.32
18	カナダ	投資証券	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	83,996	2,662.44	223,634,983	2,798.73	235,082,377	2.30
19	アメリカ	投資証券	CROWN CASTLE INTL CORP	14,043	12,445.01	174,765,400	13,719.52	192,663,233	1.88
20	アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	83,326	1,695.73	141,298,922	2,234.76	186,213,862	1.82
21	アメリカ	投資証券	CARETRUST REIT INC	68,339	2,150.16	146,940,255	2,650.84	181,156,096	1.77
22	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	23,382	7,227.48	168,993,033	7,540.92	176,321,955	1.72
23	カナダ	投資証券	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	33,874	4,798.84	162,556,158	5,108.89	173,058,557	1.69
24	アメリカ	投資証券	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	15,433	9,206.91	142,090,261	8,962.54	138,318,888	1.35
25	アメリカ	投資証券	JBG SMITH PROPERTIES	27,913	4,451.79	124,262,984	4,746.91	132,500,611	1.29
26	カナダ	投資証券	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	109,575	1,026.27	112,453,678	1,111.52	121,795,899	1.19
27	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	30,186	3,837.47	115,837,916	4,015.41	121,209,317	1.18
28	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	7,162	14,527.43	104,045,492	15,924.08	114,048,293	1.11
29	カナダ	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	27,176	3,989.83	108,427,711	3,960.03	107,617,857	1.05
30	アメリカ	投資証券	LEXINGTON REALTY TRUST	100,604	931.76	93,739,748	1,010.00	101,610,593	0.99

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資証券	93.80
合計	93.80

(参考) オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	プレミア投資法人 投資証券	479	116,532	55,819,043	137,900	66,054,100	8.93
2	オーストラリア	投資証券	DEXUS	64,654	850.74	55,004,293	1,006.00	65,041,943	8.79
3	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	136,857	420.28	57,518,685	464.18	63,527,268	8.59

4	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	273,453	191.32	52,317,458	223.46	61,108,132	8.26
5	オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	265,954	213.62	56,815,169	201.51	53,593,374	7.24
6	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	171,677	325.73	55,922,005	308.93	53,037,103	7.17
7	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	142,037	326.70	46,404,172	309.71	43,991,628	5.95
8	ニュージーランド	投資証券	KIWI PROPERTY GROUP LTD	384,670	101.68	39,116,638	111.96	43,070,153	5.82
9	シンガポール	投資証券	STARHILL GLOBAL REIT	622,000	58.45	36,361,630	61.94	38,526,804	5.21
10	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	305	110,390	33,669,173	119,800	36,539,000	4.94
11	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	78	438,218	34,181,054	463,000	36,114,000	4.88
12	オーストラリア	投資証券	AUSTRALIAN UNITY OFFICE FUND	154,436	210.09	32,446,987	211.70	32,695,182	4.42
13	シンガポール	投資証券	SUNTEC REIT	204,637	151.96	31,098,484	150.95	30,890,692	4.18
14	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	294	71,703	21,080,831	80,300	23,608,200	3.19
15	オーストラリア	投資証券	CENTURIA METROPOLITAN REIT	79,560	197.69	15,728,710	199.16	15,845,281	2.14
16	オーストラリア	投資証券	GDI PROPERTY GROUP	111,991	103.64	11,606,979	112.51	12,601,042	1.70
17	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	26	462,107	12,014,784	465,000	12,090,000	1.63
18	シンガポール	投資証券	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	69,073	144.39	9,973,478	157.51	10,880,158	1.47
19	シンガポール	投資証券	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	51,300	103.53	5,311,341	119.77	6,144,632	0.83
20	シンガポール	投資証券	CAPITALAND MALL TRUST	29,500	176.07	5,194,119	196.07	5,784,230	0.78

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資証券	96.13
合計	96.13

(参考) ヨーロッパリート・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	138,500	931.27	128,981,393	986.91	136,688,331	8.79
2	フランス	投資証券	JUNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	7,000	21,608.53	151,259,762	19,322.43	135,257,031	8.70
3	イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	144,000	886.58	127,668,096	868.41	125,052,457	8.04
4	フランス	投資証券	GECINA SA	7,350	18,209.23	133,837,855	16,579.85	121,861,927	7.84
5	オランダ	投資証券	NSI NV	19,000	4,427.92	84,130,632	4,465.24	84,839,598	5.46
6	スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	54,000	1,486.34	80,262,414	1,516.19	81,874,379	5.26
7	フランス	投資証券	KLEPIERRE	20,000	3,781.15	75,623,040	4,010.01	80,200,224	5.16
8	イギリス	投資証券	UNITE GROUP PLC	59,000	1,295.99	76,463,906	1,357.98	80,121,245	5.15
9	ドイツ	投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	44,000	1,616.94	71,145,360	1,756.24	77,274,806	4.97
10	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	52,000	1,280.14	66,567,321	1,345.30	69,955,658	4.50

11	イギリス	投資証券	ASSURA PLC	769,500	80.72	62,121,427	83.46	64,229,118	4.13
12	オランダ	投資証券	EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	19,700	3,825.92	75,370,798	3,174.17	62,531,299	4.02
13	イギリス	投資証券	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	56,000	1,009.12	56,510,720	1,096.76	61,419,080	3.95
14	スペイン	投資証券	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	46,500	1,151.75	53,556,784	1,185.34	55,118,375	3.54
15	アイルランド	投資証券	GREEN REIT PLC	200,000	194.03	38,806,560	210.94	42,189,696	2.71
16	ベルギー	投資証券	COFINIMMO	2,600	13,952.14	36,275,585	14,428.08	37,513,008	2.41
17	イギリス	投資証券	PRS REIT PLC/THE	248,000	147.76	36,645,472	144.80	35,912,563	2.31
18	イギリス	投資証券	DERWENT LONDON PLC	7,000	4,414.17	30,899,255	4,633.30	32,433,117	2.09
19	イギリス	投資証券	WAREHOUSE REIT PLC	192,305	141.27	27,168,235	149.20	28,692,982	1.84
20	ドイツ	投資証券	HAMBORNER REIT AG	19,200	1,138.07	21,851,078	1,175.51	22,569,895	1.45
21	イギリス	投資証券	INTU PROPERTIES PLC	91,000	281.11	25,581,192	139.02	12,651,539	0.81

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資証券	93.13
合計	93.13

【投資不動産物件】

世界3資産分散ファンド

該当事項はありません。

(参考)世界高金利債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)北米リート・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)ヨーロッパリート・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

世界3資産分散ファンド

該当事項はありません。

(参考)世界高金利債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）北米リート・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

世界3資産分散ファンド

	純資産総額(円)		基準価額(円) (1口当たり)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5特定期間末 (2009年10月19日)	2,010,435,612	2,104,932,713	0.5018	0.5258
第6特定期間末 (2010年 4月19日)	2,006,089,046	2,101,629,373	0.5077	0.5317
第7特定期間末 (2010年10月18日)	1,322,627,202	1,372,621,097	0.4680	0.4830
第8特定期間末 (2011年 4月18日)	1,141,456,629	1,178,580,681	0.4915	0.5065
第9特定期間末 (2011年10月18日)	809,742,954	841,589,175	0.4060	0.4210
第10特定期間末 (2012年 4月18日)	796,386,555	824,280,167	0.4464	0.4614
第11特定期間末 (2012年10月18日)	690,765,238	709,108,594	0.4501	0.4611
第12特定期間末 (2013年 4月18日)	822,622,121	835,768,272	0.5796	0.5886
第13特定期間末 (2013年10月18日)	763,970,395	776,251,052	0.5807	0.5897
第14特定期間末 (2014年 4月18日)	732,708,577	743,893,992	0.6176	0.6266
第15特定期間末 (2014年10月20日)	717,022,367	727,481,111	0.6267	0.6357
第16特定期間末 (2015年 4月20日)	732,667,969	742,484,505	0.6993	0.7083
第17特定期間末 (2015年10月19日)	634,817,128	643,714,349	0.6651	0.6741
第18特定期間末 (2016年 4月18日)	507,052,117	515,191,481	0.6219	0.6309
第19特定期間末 (2016年10月18日)	449,007,603	456,085,054	0.5907	0.5997
第20特定期間末 (2017年 4月18日)	402,732,213	408,937,619	0.6258	0.6348
第21特定期間末 (2017年10月18日)	399,808,566	405,430,722	0.6465	0.6555
第22特定期間末 (2018年 4月18日)	358,955,543	364,331,766	0.6055	0.6145
第23特定期間末 (2018年10月18日)	355,784,648	361,017,779	0.6174	0.6264

第24特定期間末 (2019年 4月18日)	353,059,467	358,128,696	0.6360	0.6450
2018年 4月末日	358,012,173		0.6039	
5月末日	356,379,710		0.6043	
6月末日	359,706,091		0.6125	
7月末日	362,489,786		0.6234	
8月末日	364,643,657		0.6302	
9月末日	367,298,171		0.6358	
10月末日	357,276,760		0.6203	
11月末日	361,115,279		0.6312	
12月末日	334,026,184		0.5900	
2019年 1月末日	345,296,775		0.6114	
2月末日	350,096,207		0.6265	
3月末日	354,185,022		0.6349	
4月末日	351,440,450		0.6331	

【分配の推移】

世界3資産分散ファンド

	期間	分配金 (1口当たり)
第5特定期間	2009年 4月21日 ~ 2009年10月19日	0.0240円
第6特定期間	2009年10月20日 ~ 2010年 4月19日	0.0240円
第7特定期間	2010年 4月20日 ~ 2010年10月18日	0.0150円
第8特定期間	2010年10月19日 ~ 2011年 4月18日	0.0150円
第9特定期間	2011年 4月19日 ~ 2011年10月18日	0.0150円
第10特定期間	2011年10月19日 ~ 2012年 4月18日	0.0150円
第11特定期間	2012年 4月19日 ~ 2012年10月18日	0.0110円
第12特定期間	2012年10月19日 ~ 2013年 4月18日	0.0090円
第13特定期間	2013年 4月19日 ~ 2013年10月18日	0.0090円
第14特定期間	2013年10月19日 ~ 2014年 4月18日	0.0090円
第15特定期間	2014年 4月19日 ~ 2014年10月20日	0.0090円
第16特定期間	2014年10月21日 ~ 2015年 4月20日	0.0090円
第17特定期間	2015年 4月21日 ~ 2015年10月19日	0.0090円
第18特定期間	2015年10月20日 ~ 2016年 4月18日	0.0090円
第19特定期間	2016年 4月19日 ~ 2016年10月18日	0.0090円
第20特定期間	2016年10月19日 ~ 2017年 4月18日	0.0090円
第21特定期間	2017年 4月19日 ~ 2017年10月18日	0.0090円
第22特定期間	2017年10月19日 ~ 2018年 4月18日	0.0090円
第23特定期間	2018年 4月19日 ~ 2018年10月18日	0.0090円
第24特定期間	2018年10月19日 ~ 2019年 4月18日	0.0090円

【収益率の推移】

世界3資産分散ファンド

	期間	収益率（％）
第5特定期間	2009年 4月21日～2009年10月19日	16.8
第6特定期間	2009年10月20日～2010年 4月19日	6.0
第7特定期間	2010年 4月20日～2010年10月18日	4.9
第8特定期間	2010年10月19日～2011年 4月18日	8.2
第9特定期間	2011年 4月19日～2011年10月18日	14.3
第10特定期間	2011年10月19日～2012年 4月18日	13.6
第11特定期間	2012年 4月19日～2012年10月18日	3.3
第12特定期間	2012年10月19日～2013年 4月18日	30.8
第13特定期間	2013年 4月19日～2013年10月18日	1.7
第14特定期間	2013年10月19日～2014年 4月18日	7.9
第15特定期間	2014年 4月19日～2014年10月20日	2.9
第16特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	13.0
第17特定期間	2015年 4月21日～2015年10月19日	3.6
第18特定期間	2015年10月20日～2016年 4月18日	5.1
第19特定期間	2016年 4月19日～2016年10月18日	3.6
第20特定期間	2016年10月19日～2017年 4月18日	7.5
第21特定期間	2017年 4月19日～2017年10月18日	4.7
第22特定期間	2017年10月19日～2018年 4月18日	4.9
第23特定期間	2018年 4月19日～2018年10月18日	3.5
第24特定期間	2018年10月19日～2019年 4月18日	4.5

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

世界3資産分散ファンド

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第5特定期間	561,752,536	468,623,947
第6特定期間	991,760,564	1,047,013,993
第7特定期間	68,113,929	1,192,894,932
第8特定期間	29,765,548	533,633,293
第9特定期間	1,324,082	329,493,738
第10特定期間	1,211,189	211,609,435
第11特定期間	1,534,110	250,757,959
第12特定期間	10,262,048	125,536,732
第13特定期間	773,005	104,472,414

第14特定期間	570,597	129,909,180
第15特定期間	3,328,373	45,439,206
第16特定期間	873,119	97,411,565
第17特定期間	6,044,955	99,200,088
第18特定期間	722,096	139,966,016
第19特定期間	562,102	55,758,871
第20特定期間	594,149	117,091,417
第21特定期間	416,553	25,550,473
第22特定期間	1,276,498	26,931,630
第23特定期間	8,399,755	24,933,047
第24特定期間	513,904	21,635,000

参考情報

運用実績

2019年4月26日現在

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万円当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2019年 4月	15円
2019年 3月	15円
2019年 2月	15円
2019年 1月	15円
2018年12月	15円
直近1年累計	180円
設定来累計	3,120円

※上記分配金は1万円当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
ドイツ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)	32.74%
世界高金利債券マザーファンド	32.69%
北米リート・マザーファンド	21.35%
オーストラリア/アジアリート・マザーファンド	6.18%
ヨーロッパリート・マザーファンド	4.82%

海外株式組入銘柄

ドイツ・グローバル
好配当株式マザー

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
UNILEVER NV-CVA	オランダ	家庭用品・パーソナル用品	3.29%
TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	台湾	半導体・半導体製造装置	3.13%
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	イギリス	エネルギー	2.95%

※ドイツ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)のマザーファンドです。

海外債券組入銘柄

世界高金利債券マザーファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
NEW ZEALAND GOVT 5.5	2023/04/15	5.500%	ニュージーランド	10.55%
US TREASURY N/B 2.125	2021/08/15	2.125%	アメリカ	9.16%
AUSTRALIAN GOVT. 5.5	2023/04/21	5.500%	オーストラリア	8.75%

REIT組入銘柄

北米リート・マザーファンド

銘柄名	国/地域	純資産比率
WELLTOWER INC	アメリカ	8.55%
SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	8.50%
HCP INC	アメリカ	5.26%

オーストラリア/アジア
リート・マザーファンド

銘柄名	国/地域	純資産比率
プレミア投資法人 投資証券	日本	8.93%
DEXUS	オーストラリア	8.79%
GPT GROUP	オーストラリア	8.59%

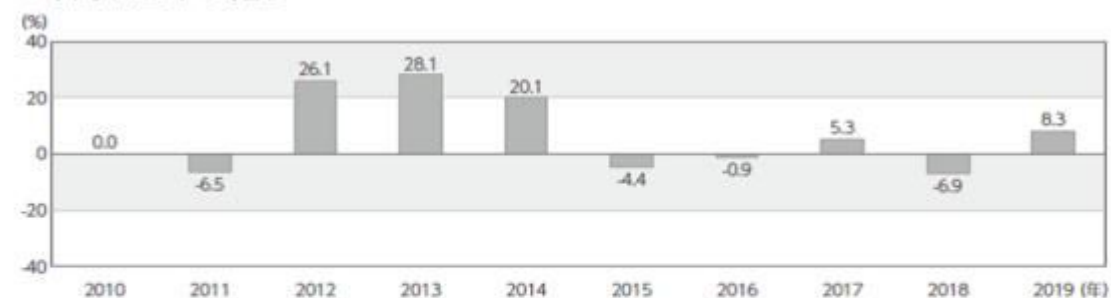
ヨーロッパリート・
マザーファンド

銘柄名	国/地域	純資産比率
SEGRO PLC	イギリス	8.79%
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	フランス	8.70%
BRITISH LAND CO PLC	イギリス	8.04%

※組入銘柄は、上位3銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

※ドイツ・グローバル好配当株式マザーは、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社のデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は4月までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税

等相当額を含みます。)を加算した額です。

- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払日が遅延する場合があります。

解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 投資対象とする投資信託証券にかかる解約申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214
ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

株式の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

また、投資信託証券を通じて投資する外国の株式は、原則として、外国の取引所等における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

不動産投資信託証券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

また、投資信託証券を通じて投資する外国の不動産投資信託証券は、原則として、外国の取引所等における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算、予約為替の評価

投資信託証券を通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214
ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、2007年5月31日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月19日から翌月18日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記cからeまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の[投資信託約款の変更] dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記bからeの規定に従います。

反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約（繰上償還）又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年4月19日から10月18日まで、10月19日から翌年4月18日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

委託先運用会社との契約更改等

委託会社と、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」の各委託先運用会社との間で締結された「運用委託契約」の有効期間は、契約日より当該各マザーファンドの投資信託契約終了の日までとします。

ただし、委託会社、委託先運用会社のいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、運用委託契約を解約することができます。

また、委託先運用会社が、運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社が必要と認めるときは、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業

日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24特定期間(2018年10月19日から2019年 4月18日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界3資産分散ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23特定期間末 (2018年10月18日現在)	第24特定期間末 (2019年4月18日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	600,084	262,216
コール・ローン	9,376,303	8,830,240
投資信託受益証券	113,432,440	116,083,132
親投資信託受益証券	233,592,345	229,071,093
流動資産合計	357,001,172	354,246,681
資産合計	357,001,172	354,246,681
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	864,375	832,693
未払受託者報酬	25,796	25,972
未払委託者報酬	322,458	324,626
未払利息	15	17
その他未払費用	3,880	3,906
流動負債合計	1,216,524	1,187,214
負債合計	1,216,524	1,187,214
純資産の部		
元本等		
元本	*1 576,250,377	*1 555,129,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	220,465,729	202,069,814
(分配準備積立金)	24,491,295	24,192,838
元本等合計	355,784,648	353,059,467
純資産合計	*3 355,784,648	*3 353,059,467
負債純資産合計	357,001,172	354,246,681

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第23特定期間 自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	第24特定期間 自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
営業収益		
受取配当金	2,201,709	2,135,808
受取利息	11	13
有価証券売買等損益	12,167,277	15,329,440
営業収益合計	14,368,997	17,465,261
営業費用		
支払利息	2,451	2,391
受託者報酬	156,610	150,824
委託者報酬	*1 1,957,607	*1 1,885,185
その他費用	23,617	22,763
営業費用合計	2,140,285	2,061,163
営業利益又は営業損失()	12,228,712	15,404,098
経常利益又は経常損失()	12,228,712	15,404,098
当期純利益又は当期純損失()	12,228,712	15,404,098
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	75,590	110,177
期首剰余金又は期首欠損金()	233,828,126	220,465,729
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,611,154	8,365,508
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,611,154	8,365,508
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,168,748	194,285
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,168,748	194,285
分配金	*2 5,233,131	*2 5,069,229
期末剰余金又は期末欠損金()	220,465,729	202,069,814

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第24特定期間 自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、2018年10月19日から2019年 4月18日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第23特定期間末 (2018年10月18日現在)	第24特定期間末 (2019年 4月18日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 576,250,377口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 555,129,281口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 220,465,729円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 202,069,814円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6174円 (10,000口当たりの純資産額 6,174円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6360円 (10,000口当たりの純資産額 6,360円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23特定期間 自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	第24特定期間 自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用	*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用
[支払金額]	[支払金額]
北米リート・マザーファンド 234,282円	北米リート・マザーファンド 228,489円
オーストラリア/アジアリート・マザーファンド 69,600円	オーストラリア/アジアリート・マザーファンド 65,760円
ヨーロッパリート・マザーファンド 53,488円	ヨーロッパリート・マザーファンド 49,338円
*2.分配金の計算過程	*2.分配金の計算過程
第131計算期間(2018年 4月19日～2018年 5月18日)	第137計算期間(2018年10月19日～2018年11月19日)
費用控除後の配当等収A 1,246,250円	費用控除後の配当等収A 1,296,913円
益額	益額
費用控除後・繰越欠損B 0円	費用控除後・繰越欠損B 0円
金補填後の有価証券売買等損益額	金補填後の有価証券売買等損益額
収益調整金額 C 2,847,652円	収益調整金額 C 3,111,558円
分配準備積立金額 D 24,828,552円	分配準備積立金額 D 24,328,575円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,922,454円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,737,046円
収益額	収益額
当ファンドの期末残存F 592,686,078口	当ファンドの期末残存F 572,386,269口
口数	口数
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 487円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 502円
分配対象額	分配対象額
10,000口当たりの分配H 15円	10,000口当たりの分配H 15円
額	額
収益分配金金額 I=F*H/10,000 889,029円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 858,579円
第132計算期間(2018年 5月19日～2018年 6月18日)	第138計算期間(2018年11月20日～2018年12月18日)
費用控除後の配当等収A 848,102円	費用控除後の配当等収A 544,956円
益額	益額
費用控除後・繰越欠損B 0円	費用控除後・繰越欠損B 0円
金補填後の有価証券売買等損益額	金補填後の有価証券売買等損益額
収益調整金額 C 2,827,173円	収益調整金額 C 3,099,604円
分配準備積立金額 D 24,983,441円	分配準備積立金額 D 24,650,197円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,658,716円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,294,757円
収益額	収益額
当ファンドの期末残存F 587,796,029口	当ファンドの期末残存F 569,643,881口
口数	口数
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 487円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 496円
分配対象額	分配対象額
10,000口当たりの分配H 15円	10,000口当たりの分配H 15円
額	額
収益分配金金額 I=F*H/10,000 881,694円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 854,465円
第133計算期間(2018年 6月19日～2018年 7月18日)	第139計算期間(2018年12月19日～2019年 1月18日)

費用控除後の配当等収A 益額	1,237,393円	費用控除後の配当等収A 益額	856,769円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	2,763,010円	収益調整金額 C	3,080,016円
分配準備積立金額 D	24,376,611円	分配準備積立金額 D	24,154,157円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,377,014円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,090,942円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	573,843,365口	当ファンドの期末残存F 口数	565,200,295口
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	494円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	496円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たりの分配H 額	15円	10,000口当たりの分配H 額	15円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	860,765円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	847,800円
第134計算期間(2018年 7月19日～2018年 8月20日)		第140計算期間(2019年 1月19日～2019年 2月18日)	
費用控除後の配当等収A 益額	888,323円	費用控除後の配当等収A 益額	978,555円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	3,138,705円	収益調整金額 C	3,048,085円
分配準備積立金額 D	24,659,056円	分配準備積立金額 D	23,893,310円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,686,084円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	27,919,950円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	579,528,334口	当ファンドの期末残存F 口数	558,767,560口
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	494円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	499円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たりの分配H 額	15円	10,000口当たりの分配H 額	15円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	869,292円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	838,151円
第135計算期間(2018年 8月21日～2018年 9月18日)		第141計算期間(2019年 2月19日～2019年 3月18日)	
費用控除後の配当等収A 益額	914,224円	費用控除後の配当等収A 益額	1,072,320円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	3,136,928円	収益調整金額 C	3,050,173円
分配準備積立金額 D	24,639,493円	分配準備積立金額 D	24,012,760円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,690,645円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,135,253円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	578,650,823口	当ファンドの期末残存F 口数	558,361,142口
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	495円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	503円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たりの分配H 額	15円	10,000口当たりの分配H 額	15円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	867,976円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	837,541円

第136計算期間(2018年 9月19日～2018年10月18日)			第142計算期間(2019年 3月19日～2019年 4月18日)		
費用控除後の配当等収A	772,259円		費用控除後の配当等収A	915,658円	
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損B	0円		費用控除後・繰越欠損B	0円	
金補填後の有価証券売買等損益額			金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額 C	3,128,208円		収益調整金額 C	3,035,513円	
分配準備積立金額 D	24,583,411円		分配準備積立金額 D	24,109,873円	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,483,878円		当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,061,044円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	576,250,377口		当ファンドの期末残存F	555,129,281口	
口数			口数		
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	494円		10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	505円	
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たりの分配H	15円		10,000口当たりの分配H	15円	
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	864,375円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	832,693円	

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

期 別	第23特定期間 自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	第24特定期間 自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
項 目		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4)附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左
------------------	--	----

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第23特定期間末 (2018年10月18日現在)	第24特定期間末 (2019年 4月18日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第23特定期間 自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	第24特定期間 自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第24特定期間

自 2018年10月19日

至 2019年 4月18日

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第23特定期間末 (2018年10月18日現在)		第24特定期間末 (2019年 4月18日現在)	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	592,783,669円	期首元本額	576,250,377円
期中追加設定元本額	8,399,755円	期中追加設定元本額	513,904円
期中一部解約元本額	24,933,047円	期中一部解約元本額	21,635,000円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第23特定期間末(2018年10月18日現在)

(単位:円)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,496,684
親投資信託受益証券	3,950,135
合計	7,446,819

第24特定期間末(2019年 4月18日現在)

(単位:円)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,110,511
親投資信託受益証券	31,197
合計	1,141,708

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ドイチェ・好配当世界株式ファンド (適格機関投資家専用)	173,517,388	116,083,132	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：32.9%	173,517,388	116,083,132 100.0%	
	投資信託受益証券合計			116,083,132	
親投資信託受益証券	日本円	世界高金利債券マザーファンド	91,407,949	116,261,770	
		北米リート・マザーファンド	29,565,136	73,877,361	
		オーストラリア/アジアリート・マザーファンド	9,413,918	21,915,601	
		ヨーロッパリート・マザーファンド	14,937,115	17,016,361	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：64.9%	145,324,118	229,071,093 100.0%	
親投資信託受益証券合計			229,071,093		
合計				345,154,225	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「世界高金利債券マザーファンド」、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

世界高金利債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			103,648	2,465,801
金銭信託			668,258	355,804
コール・ローン			10,441,534	11,981,888
国債証券			756,515,608	712,168,713
未収利息			9,810,214	9,718,448
前払費用			868,417	220,208
流動資産合計			778,407,679	736,910,862
資産合計			778,407,679	736,910,862
負債の部				
流動負債				
未払利息			17	23
その他未払費用			58	61
流動負債合計			75	84
負債合計			75	84
純資産の部				
元本等				
元本		*1	621,723,511	579,383,199
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			156,684,093	157,527,579
元本等合計			778,407,604	736,910,778
純資産合計		*2	778,407,604	736,910,778
負債純資産合計			778,407,679	736,910,862

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準		<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

項目	期別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2018年10月18日現在		2019年 4月18日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	621,723,511口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	579,383,199口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.2520円	1口当たりの純資産額	1.2719円
(10,000口当たりの純資産額	12,520円)	(10,000口当たりの純資産額	12,719円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

期 別 項 目	自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2018年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年 4月19日
期首元本額	642,243,909円
期首より2018年10月18日までの追加設定元本額	13,464,955円
期首より2018年10月18日までの一部解約元本額	33,985,353円
期末元本額	621,723,511円
2018年10月18日現在の元本の内訳（*）	
世界3資産分散ファンド	92,673,325円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	38,403,598円
ラップ・アプローチ（安定コース）	20,082,902円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	33,036,678円
ラップ・アプローチ（成長コース）	60,003,478円
私募世界高金利債券ファンド（適格機関投資家専用）	377,523,530円

2019年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年10月19日
期首元本額	621,723,511円
期首より2019年 4月18日までの追加設定元本額	14,319,954円
期首より2019年 4月18日までの一部解約元本額	56,660,266円
期末元本額	579,383,199円
2019年 4月18日現在の元本の内訳（*）	
世界3資産分散ファンド	91,407,949円

2019年 4月18日現在	
世界9資産分散ファンド(投資比率変動型)	35,568,463円
ラップ・アプローチ(安定コース)	14,908,672円
ラップ・アプローチ(安定成長コース)	25,463,316円
ラップ・アプローチ(成長コース)	41,675,771円
私募世界高金利債券ファンド(適格機関投資家専用)	370,359,028円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2018年10月18日現在

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	9,225,455
合計	9,225,455

2019年 4月18日現在

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,455,845
合計	3,455,845

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B 2.125	600,000.00	596,296.87	

計	US TREASURY N/B 6.25	200,000.00	231,250.00	
	US TREASURY N/B 8.125	500,000.00	557,031.25	
	銘柄数 : 3	1,300,000.00	1,384,578.12	(155,128,132)
	組入時価比率 : 21.1%			21.8%
カナダドル	CANADA-GOV'T 2	500,000.00	502,250.00	
	CANADA-GOV'T 3.75	100,000.00	100,211.00	
	CANADA-GOV'T 8	300,000.00	374,907.00	
	計 銘柄数 : 3	900,000.00	977,368.00	(82,001,175)
	組入時価比率 : 11.1%			11.5%
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 1	80,000.00	86,488.00	
	DEUTSCHLAND REP 6.25	210,000.00	276,206.70	
	計 銘柄数 : 2	290,000.00	362,694.70	(45,880,879)
	組入時価比率 : 6.2%			6.4%
イギリスポンド	UK TSY GILT 3.75	220,000.00	228,991.40	
	UK TSY GILT 6	100,000.00	143,557.00	
	計 銘柄数 : 2	320,000.00	372,548.40	(54,425,595)
	組入時価比率 : 7.4%			7.6%
スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVRNMNT 1	3,000,000.00	3,187,380.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,000,000.00	1,119,450.00	
	計 銘柄数 : 2	4,000,000.00	4,306,830.00	(52,155,711)
	組入時価比率 : 7.1%			7.3%
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.5	2,000,000.00	1,978,980.00	
	NORWEGIAN GOV'T 3.75	4,000,000.00	4,192,080.00	
	計 銘柄数 : 2	6,000,000.00	6,171,060.00	(81,396,281)
	組入時価比率 : 11.0%			11.4%
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 3.25	600,000.00	654,006.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.5	700,000.00	808,682.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	500,000.00	567,285.00	
	計 銘柄数 : 3	1,800,000.00	2,029,973.00	(163,148,930)
	組入時価比率 : 22.1%			22.9%
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 5.5	900,000.00	1,036,557.00	
	計 銘柄数 : 1	900,000.00	1,036,557.00	(78,032,010)
	組入時価比率 : 10.6%			11.0%
合計			712,168,713	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

北米リート・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			64,262,534	387,061,631
金銭信託			18,480,774	10,820,469
コール・ローン			288,761,979	364,384,769
投資証券			5,494,519,373	8,995,597,791
派生商品評価勘定			121,153	-
未収配当金			3,232,384	5,286,113
流動資産合計			5,869,378,197	9,763,150,773
資産合計			5,869,378,197	9,763,150,773
負債の部				
流動負債				
未払金			111,112,534	273,742,385
未払利息			474	727
その他未払費用			983	1,611
流動負債合計			111,113,991	273,744,723
負債合計			111,113,991	273,744,723
純資産の部				
元本等				
元本		*1	2,512,089,253	3,797,572,540
剰余金				
剰余金又は欠損金()			3,246,174,953	5,691,833,510
元本等合計			5,758,264,206	9,489,406,050
純資産合計		*2	5,758,264,206	9,489,406,050
負債純資産合計			5,869,378,197	9,763,150,773

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券

期 別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
項 目	
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。</p> <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,512,089,253口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 3,797,572,540口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.2922円 (10,000口当たりの純資産額 22,922円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.4988円 (10,000口当たりの純資産額 24,988円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

2018年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年 4月19日
期首元本額	1,173,982,465円
期首より2018年10月18日までの追加設定元本額	1,459,046,402円
期首より2018年10月18日までの一部解約元本額	120,939,614円
期末元本額	2,512,089,253円
2018年10月18日現在の元本の内訳(＊)	
グローバル・リート・セレクション	1,015,603,232円
DCグローバル・リート・セレクション	40,818,139円
世界3資産分散ファンド	34,295,168円
世界9資産分散ファンド(投資比率変動型)	14,034,638円
北米リート・セレクトファンド Aコース(定額目標分配型/為替ヘッジあり)	42,383,695円
北米リート・セレクトファンド Bコース(定額目標分配型/為替ヘッジなし)	752,208,404円
北米リート・セレクトファンド Cコース(定率目標分配型/為替ヘッジあり)	13,145,263円
北米リート・セレクトファンド Dコース(定率目標分配型/為替ヘッジなし)	208,261,069円
北米リート・セレクトファンド Eコース(資産成長型/為替ヘッジあり)	19,519,827円

2018年10月18日現在	
北米リート・セレクトファンド Fコース（資産成長型／為替ヘッジなし）	370,997,846円
北米リート・ファンド（適格機関投資家専用）	452,344円
先進国ソブリン／リート・オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	30,324円
世界リート・オープン（適格機関投資家専用）	339,304円

2019年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年10月19日
期首元本額	2,512,089,253円
期首より2019年 4月18日までの追加設定元本額	2,083,722,513円
期首より2019年 4月18日までの一部解約元本額	798,239,226円
期末元本額	3,797,572,540円
2019年 4月18日現在の元本の内訳（*）	
グローバル・リート・セレクション	925,676,225円
DCグローバル・リート・セレクション	40,735,153円
世界3資産分散ファンド	29,565,136円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	13,142,299円
北米リート・セレクトファンド Aコース（定額目標分配型／為替ヘッジあり）	62,451,297円
北米リート・セレクトファンド Bコース（定額目標分配型／為替ヘッジなし）	1,807,263,649円
北米リート・セレクトファンド Cコース（定率目標分配型／為替ヘッジあり）	30,393,596円
北米リート・セレクトファンド Dコース（定率目標分配型／為替ヘッジなし）	520,528,289円
北米リート・セレクトファンド Eコース（資産成長型／為替ヘッジあり）	43,084,949円
北米リート・セレクトファンド Fコース（資産成長型／為替ヘッジなし）	323,909,815円
北米リート・ファンド（適格機関投資家専用）	449,734円
先進国ソブリン／リート・オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	31,424円
世界リート・オープン（適格機関投資家専用）	340,974円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2018年10月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	234,006,443
合計	234,006,443

2019年 4月18日現在

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	288,474,205
合計	288,474,205

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2018年10月18日現在

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	104,693,541	-	104,801,700	108,159
	カナダドル	7,754,264	-	7,767,258	12,994
合計		112,447,805	-	112,568,958	121,153

(注)時価の算定方法

・ 為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2019年 4月18日現在

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	7,088	966,803.20	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	46,681	2,170,199.69	
		AMERICAN TOWER CORP	1,462	279,490.54	
		AMERICOLD REALTY TRUST	69,727	2,121,095.34	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	11,674	564,087.68	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	114,206	2,013,451.78	
		CARETRUST REIT INC	64,226	1,482,336.08	
		CORESITE REALTY CORP	3,709	400,979.99	
		CROWN CASTLE INTL CORP	12,878	1,599,061.26	
		CUBESMART	25,120	773,696.00	
		EQUINIX INC	712	318,634.24	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,565	738,431.20	
		EQUITY RESIDENTIAL	9,378	696,691.62	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	79,970	1,510,633.30	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	7,493	747,726.47	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	64,518	2,547,170.64	
		HCP INC	152,848	4,455,519.20	
		JBG SMITH PROPERTIES	26,812	1,103,850.04	
		KILROY REALTY CORP	11,058	824,595.06	
		KIMCO REALTY CORP	167,443	2,883,368.46	
		LEXINGTON REALTY TRUST	94,453	846,298.88	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	15,527	744,674.92	
		MACERICH CO/THE	55,621	2,283,798.26	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	187,701	3,239,719.26	
		MGM GROWTH PROPERTIES LLC-A	75,133	2,429,049.89	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	28,246	987,197.70	
		PARAMOUNT GROUP INC	58,574	815,935.82	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	136,049	2,394,462.40	
		PROLOGIS INC	8,996	650,050.96	
		REALTY INCOME CORP	37,435	2,536,969.95	
		REGENCY CENTERS CORP	21,658	1,422,714.02	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	21,358	763,334.92	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	14,287	1,149,960.63	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	52,974	427,500.18	
SIMON PROPERTY GROUP INC	41,366	7,339,983.04			
STAG INDUSTRIAL INC	9,752	276,469.20			
STORE CAPITAL CORP	91,703	2,893,229.65			
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	13,912	201,724.00			
TAUBMAN CENTERS INC	46,562	2,347,656.04			
VENTAS INC	35,576	2,073,725.04			

計		WELLTOWER INC	100,025	7,227,806.50		
		WP CAREY INC	46,115	3,502,895.40		
		銘柄数：42	2,076,591	74,752,978.45	(8,375,323,705)	
		組入時価比率：88.3%			93.1%	
	カナダドル		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	25,213	1,213,753.82	
			GRANITE REAL ESTATE INVESTME	32,599	2,023,745.92	
			INTERRENT REAL ESTATE INVEST	104,937	1,410,353.28	
			SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	81,050	2,745,163.50	
			銘柄数：4	243,799	7,393,016.52	(620,274,086)
		組入時価比率：6.5%			6.9%	
合計			8,995,597,791	(8,995,597,791)		

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			32,652,474	9,845,975
金銭信託			2,301,541	568,675
コール・ローン			35,961,568	19,150,408
投資証券			661,291,975	720,015,598
未収入金			4,753,857	3,166,333
未収配当金			1,229,351	1,233,299
流動資産合計			738,190,766	753,980,288
資産合計			738,190,766	753,980,288
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			11,805	-
未払金			11,660,967	-
未払解約金			-	5,000,000
未払利息			59	38
その他未払費用			69	77
流動負債合計			11,672,900	5,000,115

科 目	期 別	注記番 号	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
			金額	金額
負債合計			11,672,900	5,000,115
純資産の部				
元本等				
元本		*1	349,193,311	321,731,871
剰余金				
剰余金又は欠損金()			377,324,555	427,248,302
元本等合計			726,517,866	748,980,173
純資産合計		*2	726,517,866	748,980,173
負債純資産合計			738,190,766	753,980,288

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>投資証券</p> <p>(1)国内投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)外国投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準		<p>受取配当金</p> <p>(1)国内投資証券 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)外国投資証券 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>外貨建資産等の会計処理</p>

期 別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
項 目	
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 349,193,311口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 321,731,871口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.0806円 (10,000口当たりの純資産額 20,806円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.3280円 (10,000口当たりの純資産額 23,280円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
項 目		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左

期 別	自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
項 目		
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

期 別	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
項 目		

（その他の注記）

1. 元本の移動

2018年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年 4月19日
期首元本額	408,386,829円
期首より2018年10月18日までの追加設定元本額	18,490,630円
期首より2018年10月18日までの一部解約元本額	77,684,148円
期末元本額	349,193,311円
2018年10月18日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	321,374,743円
DCグローバル・リート・セレクション	12,877,895円
世界3資産分散ファンド	10,547,425円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	4,393,248円

2019年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年10月19日
期首元本額	349,193,311円
期首より2019年 4月18日までの追加設定元本額	17,289,934円
期首より2019年 4月18日までの一部解約元本額	44,751,374円
期末元本額	321,731,871円
2019年 4月18日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	294,479,618円
DCグローバル・リート・セレクション	13,550,480円
世界3資産分散ファンド	9,413,918円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	4,287,855円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2018年10月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	20,843,782
合計	20,843,782

2019年 4月18日現在

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	41,416,198
合計	41,416,198

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2018年10月18日現在

(単位:円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	4,805,580	-	4,815,600	10,020
	シンガポールドル	1,138,745	-	1,140,530	1,785
	合計	5,944,325	-	5,956,130	11,805

(注)時価の算定方法

・ 為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2019年 4月18日現在

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	26	12,051,000	
		G L P投資法人 投資証券	305	36,691,500	
		積水ハウス・リート投資法人 投資 証券	294	24,460,800	
		プレミアム投資法人 投資証券	479	66,676,800	
		フロンティア不動産投資法人 投資 証券	78	35,802,000	
	計	銘柄数：5 組入時価比率：23.5%	1,182	175,682,100 24.4%	
投資証券	オーストラリアド ル	AUSTRALIAN UNITY OFFICE FUND	154,436	415,432.84	
		CENTURIA METROPOLITAN REIT	79,560	202,082.40	
		DEXUS	64,654	817,873.10	
		GDI PROPERTY GROUP	111,991	159,027.22	
		GPT GROUP	136,857	806,087.73	
		MIRVAC GROUP	273,453	768,402.93	
		SCENTRE GROUP	171,677	671,257.07	
		STOCKLAND	142,037	553,944.30	
		VICINITY CENTRES	265,954	670,204.08	
			計	銘柄数：9 組入時価比率：54.3%	1,400,619
投資証券	ニューージーランド ドル	KIWI PROPERTY GROUP LTD	384,670	575,081.65	
			計	銘柄数：1 組入時価比率：5.8%	384,670
投資証券	シンガポールドル	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	69,073	133,310.89	
		CAPITALAND MALL TRUST	29,500	68,735.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	51,300	73,872.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	622,000	472,720.00	
		SUNTEC REIT	204,637	386,763.93	
			計	銘柄数：5 組入時価比率：12.6%	976,510
合計				720,015,598	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

ヨーロッパリート・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			6,294,198	1,681,655
金銭信託			3,809,916	1,753,806
コール・ローン			59,529,920	59,060,313
投資証券			1,682,446,400	1,481,785,274
未収入金			-	32,782,369
未収配当金			5,127,717	5,783,338
流動資産合計			1,757,208,151	1,582,846,755
資産合計			1,757,208,151	1,582,846,755
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			-	28,098
未払解約金			-	20,000,000
未払利息			97	117
その他未払費用			164	217
流動負債合計			261	20,028,432
負債合計			261	20,028,432
純資産の部				
元本等				
元本		*1	1,589,554,639	1,371,905,049
剰余金				
剰余金又は欠損金()			167,653,251	190,913,274
元本等合計			1,757,207,890	1,562,818,323
純資産合計		*2	1,757,207,890	1,562,818,323
負債純資産合計			1,757,208,151	1,582,846,755

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券

期 別	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
項 目	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。 外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,589,554,639口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,371,905,049口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1055円 (10,000口当たりの純資産額 11,055円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1392円 (10,000口当たりの純資産額 11,392円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 2018年 4月19日 至 2018年10月18日	自 2018年10月19日 至 2019年 4月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	2018年10月18日現在	2019年 4月18日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

2018年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年 4月19日
期首元本額	1,718,568,279円
期首より2018年10月18日までの追加設定元本額	3,307,178円
期首より2018年10月18日までの一部解約元本額	132,320,818円
期末元本額	1,589,554,639円
2018年10月18日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	462,480,025円
DCグローバル・リート・セレクション	18,744,050円
ワールド・リート・セレクション（欧州）	1,086,294,486円
世界3資産分散ファンド	15,385,787円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	6,482,099円
先進国ソブリン/リート・オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	13,994円
世界リート・オープン（適格機関投資家専用）	154,198円

2019年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年10月19日
期首元本額	1,589,554,639円
期首より2019年 4月18日までの追加設定元本額	1,221,470円
期首より2019年 4月18日までの一部解約元本額	218,871,060円
期末元本額	1,371,905,049円
2019年 4月18日現在の元本の内訳（*）	
グローバル・リート・セレクション	361,098,665円
DCグローバル・リート・セレクション	16,171,009円
ワールド・リート・セレクション（欧州）	973,994,313円
世界3資産分散ファンド	14,937,115円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	5,543,506円
先進国ソブリン/リート・オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	13,832円
世界リート・オープン（適格機関投資家専用）	146,609円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2018年10月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	77,156,101
合計	77,156,101

2019年 4月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	26,391,793
合計	26,391,793

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2018年10月18日現在

該当事項はありません。

2019年 4月18日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	27,435,020	-	27,458,245	23,225
	イギリスポンド	6,407,863	-	6,412,736	4,873
	合計	33,842,883	-	33,870,981	28,098

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

附属明細表

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	44,000	625,240.00	
		COFINIMMO	2,600	301,600.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	19,700	505,108.00	
		GECINA SA	7,350	962,115.00	
		GREEN REIT PLC	200,000	342,000.00	
		HAMBORNER REIT AG	19,200	179,097.60	
		HIBERNIA REIT PLC	102,000	141,984.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	46,500	434,077.50	
		KLEPIERRE	20,000	645,800.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	54,000	648,000.00	

計	NSI NV	19,000	699,200.00
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	7,000	1,085,700.00
	銘柄数：12	541,350	6,569,922.10 (831,095,145)
	組入時価比率：53.2%		56.1%
イギリスポンド	ASSURA PLC	769,500	440,923.50
	BRITISH LAND CO PLC	144,000	860,544.00
	DERWENT LONDON PLC	7,000	218,820.00
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	56,000	409,584.00
	INTU PROPERTIES PLC	91,000	89,180.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	52,000	476,008.00
	PRS REIT PLC/THE	248,000	247,876.00
	SEGRO PLC	144,500	970,751.00
	UNITE GROUP PLC	59,000	545,160.00
	WAREHOUSE REIT PLC	192,305	195,189.57
計	銘柄数：10	1,763,305	4,454,036.07 (650,690,129)
	組入時価比率：41.6%		43.9%
合計			1,481,785,274 (1,481,785,274)

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建保有証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「(その他の注記)3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

当ファンドは、「ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、当監査対象期間(平成30年3月6日から平成31年3月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

財務諸表

ドイツ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区分	前監査対象期間 (平成30年3月5日現在)	当監査対象期間 (平成31年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	506,859,653	489,534,755
流動資産合計	506,859,653	489,534,755
資産合計	506,859,653	489,534,755
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,652,900	1,497,472
未払受託者報酬	38,937	35,711
未払委託者報酬	220,627	202,353
その他未払費用	285,775	238,283
流動負債合計	2,198,239	1,973,819
負債合計	2,198,239	1,973,819
純資産の部		
元本等		
元本	826,450,085	748,736,131
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	321,788,671	261,175,195
(分配準備積立金)	34,166,354	27,988,842
元本等合計	504,661,414	487,560,936
純資産合計	504,661,414	487,560,936
負債純資産合計	506,859,653	489,534,755

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	前監査対象期間 (自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)	当監査対象期間 (自 平成30年3月6日 至 平成31年3月5日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	22,392,749	56,261,389
営業収益合計	22,392,749	56,261,389
営業費用		
受託者報酬	578,121	484,480
委託者報酬	3,275,893	2,745,198
その他費用	594,651	498,303
営業費用合計	4,448,665	3,727,981
営業利益又は営業損失()	26,841,414	52,533,408
経常利益又は経常損失()	26,841,414	52,533,408
当期純利益又は当期純損失()	26,841,414	52,533,408
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	48,921	487,132
期首剰余金又は期首欠損金()	324,245,040	321,788,671
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,693,903	30,204,793

当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,693,903	30,204,793
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,897,654
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,897,654
分配金	21,347,199	18,739,939
期末剰余金又は期末欠損金()	321,788,671	261,175,195

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	前監査対象期間 (平成30年3月5日現在)	当監査対象期間 (平成31年3月5日現在)
1. 受益権の総数	826,450,085口	748,736,131口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合 におけるその差額	321,788,671円	261,175,195円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6106円 (6,106円)	0.6512円 (6,512円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前監査対象期間 (自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)	当監査対象期間 (自 平成30年3月6日 至 平成31年3月5日)
分配金の計算方法	<p>第119期(平成29年3月7日から平成29年4月5日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,702,846円)、分配準備積立金(40,612,566円)より、分配対象収益は、42,315,412円(1万口当たり446円)であり、うち1,893,543円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第120期(平成29年4月6日から平成29年5月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,862,564円)、分配準備積立金(40,235,483円)より、分配対象収益は、42,098,047円(1万口当たり446円)であり、うち1,884,405円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第131期(平成30年3月6日から平成30年4月5日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,941,969円)、分配準備積立金(34,166,354円)より、分配対象収益は、36,108,323円(1万口当たり436円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第132期(平成30年4月6日から平成30年5月7日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,289,650円)、分配準備積立金(34,455,423円)より、分配対象収益は、36,745,073円(1万口当たり444円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

<p>第121期(平成29年5月9日から平成29年6月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,747,284円)、分配準備積立金(39,394,520円)より、分配対象収益は、45,141,804円(1万口当たり489円)であり、うち1,844,589円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第122期(平成29年6月6日から平成29年7月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(897,324円)、分配準備積立金(42,534,958円)より、分配対象収益は、43,432,282円(1万口当たり479円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第123期(平成29年7月6日から平成29年8月7日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(370,900円)、分配準備積立金(41,621,607円)より、分配対象収益は、41,992,507円(1万口当たり463円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第133期(平成30年5月8日から平成30年6月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,437,806円)、分配準備積立金(35,092,173円)より、分配対象収益は、37,529,979円(1万口当たり454円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第134期(平成30年6月6日から平成30年7月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,299,103円)、分配準備積立金(35,877,079円)より、分配対象収益は、37,176,182円(1万口当たり449円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第135期(平成30年7月6日から平成30年8月6日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(768,910円)、分配準備積立金(33,815,778円)より、分配対象収益は、34,584,688円(1万口当たり440円)であり、うち1,570,803円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>第124期(平成29年8月8日から平成29年9月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,047,030円)、分配準備積立金(40,181,832円)より、分配対象収益は、42,228,862円(1万口当たり466円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第125期(平成29年9月6日から平成29年10月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,758,179円)、分配準備積立金(40,418,187円)より、分配対象収益は、42,176,366円(1万口当たり465円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第136期(平成30年8月7日から平成30年9月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(675,520円)、分配準備積立金(32,363,995円)より、分配対象収益は、33,039,515円(1万口当たり429円)であり、うち1,538,502円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第137期(平成30年9月6日から平成30年10月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,631,212円)、分配準備積立金(31,441,909円)より、分配対象収益は、33,073,121円(1万口当たり430円)であり、うち1,535,503円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

<p>第126期(平成29年10月6日から平成29年11月6日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(842,172円)、分配準備積立金(39,073,205円)より、分配対象収益は、39,915,377円(1万口当たり456円)であり、うち1,749,977円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第127期(平成29年11月7日から平成29年12月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,347,689円)、分配準備積立金(38,040,968円)より、分配対象収益は、39,388,657円(1万口当たり451円)であり、うち1,743,997円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第128期(平成29年12月6日から平成30年1月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(859,736円)、分配準備積立金(36,368,089円)より、分配対象収益は、37,227,825円(1万口当たり442円)であり、うち1,682,188円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第138期(平成30年10月6日から平成30年11月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(270,536円)、分配準備積立金(30,636,910円)より、分配対象収益は、30,907,446円(1万口当たり414円)であり、うち1,489,524円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第139期(平成30年11月6日から平成30年12月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,296,292円)、収益調整金(186,355円)、分配準備積立金(29,417,922円)より、分配対象収益は、30,900,569円(1万口当たり412円)であり、うち1,498,691円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第140期(平成30年12月6日から平成31年1月7日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(950,096円)、収益調整金(185,972円)、分配準備積立金(29,158,343円)より、分配対象収益は、30,294,411円(1万口当たり405円)であり、うち1,495,608円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第141期(平成31年1月8日から平成31年2月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(810,579円)、収益調整金(315,588円)、分配準備積立金(28,612,831円)より、分配対象収益は、29,738,998円(1万口当たり395円)であり、うち1,502,236円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第142期(平成31年2月6日から平成31年3月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,649,892円)、収益調整金(314,587円)、分配準備積立金(27,836,422円)より、分配対象収益は、29,800,901円(1万口当たり398円)であり、うち1,497,472円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>第129期(平成30年1月6日から平成30年2月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(978,196円)、分配準備積立金(34,956,069円)より、分配対象収益は、35,934,265円(1万口当たり434円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第130期(平成30年2月6日から平成30年3月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,537,889円)、分配準備積立金(34,281,365円)より、分配対象収益は、35,819,254円(1万口当たり433円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第138期(平成30年10月6日から平成30年11月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(270,536円)、分配準備積立金(30,636,910円)より、分配対象収益は、30,907,446円(1万口当たり414円)であり、うち1,489,524円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第139期(平成30年11月6日から平成30年12月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,296,292円)、収益調整金(186,355円)、分配準備積立金(29,417,922円)より、分配対象収益は、30,900,569円(1万口当たり412円)であり、うち1,498,691円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第140期(平成30年12月6日から平成31年1月7日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(950,096円)、収益調整金(185,972円)、分配準備積立金(29,158,343円)より、分配対象収益は、30,294,411円(1万口当たり405円)であり、うち1,495,608円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第141期(平成31年1月8日から平成31年2月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(810,579円)、収益調整金(315,588円)、分配準備積立金(28,612,831円)より、分配対象収益は、29,738,998円(1万口当たり395円)であり、うち1,502,236円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第142期(平成31年2月6日から平成31年3月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,649,892円)、収益調整金(314,587円)、分配準備積立金(27,836,422円)より、分配対象収益は、29,800,901円(1万口当たり398円)であり、うち1,497,472円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前監査対象期間 (自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)	当監査対象期間 (自 平成30年3月6日 至 平成31年3月5日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等）、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前監査対象期間 (平成30年3月5日現在)	当監査対象期間 (平成31年3月5日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	(2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	前監査対象期間 (平成30年3月5日現在)	当監査対象期間 (平成31年3月5日現在)
親投資信託受益証券	45,895,423	19,994,809
合計	45,895,423	19,994,809

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前監査対象期間 (平成30年3月5日現在)	当監査対象期間 (平成31年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	981,814,914	826,450,085
期中追加設定元本額	0	7,897,654
期中一部解約元本額	155,364,829	85,611,608

(4) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・グローバル好配当株式マザー	241,483,206	489,534,755	
合計		241,483,206	489,534,755	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・グローバル好配当株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの監査対象期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ・グローバル好配当株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成30年3月5日現在)	(平成31年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	16,941,396	20,516,843
金銭信託	799,422	821,573
コール・ローン	31,712,630	25,450,138
株式	4,320,610,668	4,102,625,424
未収配当金	13,004,393	15,961,059
流動資産合計	4,383,068,509	4,165,375,037
資産合計	4,383,068,509	4,165,375,037
負債の部		
流動負債		
未払利息	86	69
流動負債合計	86	69
負債合計	86	69
純資産の部		
元本等		
元本	2,414,093,618	2,054,771,361
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,968,974,805	2,110,603,607
元本等合計	4,383,068,423	4,165,374,968
純資産合計	4,383,068,423	4,165,374,968
負債純資産合計	4,383,068,509	4,165,375,037

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>
--------------------	---

	(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年3月5日現在)	(平成31年3月5日現在)
1.受益権の総数	2,414,093,618口	2,054,771,361口
2.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8156円 (18,156円)	2.0272円 (20,272円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)	(自 平成30年3月6日 至 平成31年3月5日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年3月5日現在)	(平成31年3月5日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成30年3月5日現在)	(平成31年3月5日現在)
株式	225,271,651	203,881,975
合計	225,271,651	203,881,975

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成30年3月5日現在)	(平成31年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,040,832,982	2,414,093,618
期中追加設定元本額	10,889,296	5,632,627
期中一部解約元本額	637,628,660	364,954,884
期末元本額	2,414,093,618	2,054,771,361
2. 元本の内訳		
ドイチェ・グローバル好配当株式ファンド（毎月分配型）	2,134,924,388	1,813,288,155
ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	279,169,230	241,483,206

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHEVRON CORP	5,960	122.12	727,835.20	
	SCHLUMBERGER LTD	6,600	45.24	298,584.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,740	180.70	314,418.00	
	DOWDUPONT INC	11,400	54.25	618,450.00	
	NEWMONT MINING CORPORATION	6,690	34.45	230,470.50	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,600	154.50	247,200.00	
	RAYTHEON COMPANY	1,330	183.70	244,321.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	3,000	125.74	377,220.00	
	ALTRIA GROUP INC	3,330	52.46	174,691.80	
	COCA-COLA CO/THE	15,500	45.65	707,575.00	
	PEPSICO INC.	10,160	116.17	1,180,287.20	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	10,840	87.28	946,115.20	
	MEDTRONIC PLC	3,970	92.29	366,391.30	
	JOHNSON & JOHNSON	3,990	138.48	552,535.20	
	MERCK & CO. INC.	15,700	81.37	1,277,509.00	
	PFIZER INC	28,700	43.07	1,236,109.00	
	BANK OF AMERICA CORP	7,200	29.03	209,016.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	15,400	50.11	771,694.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,800	153.26	275,868.00	
	CISCO SYSTEMS INC	17,700	51.16	905,532.00	
	HP INC	33,100	19.53	646,443.00	
	CHUNGHWA TELECOM LT-SPON ADR	6,900	34.70	239,430.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	19,050	56.24	1,071,372.00	
	DOMINION ENERGY INC	7,100	75.27	534,417.00	
	DUKE ENERGY CORP	5,510	89.88	495,238.80	
	NEXTERA ENERGY INC	6,610	188.24	1,244,266.40	
UGI CORP	12,200	54.90	669,780.00		
WEC ENERGY GROUP INC	12,100	76.26	922,746.00		

	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	28,200	39.15	1,104,030.00	
小計				18,589,545.60	
				(2,080,356,048)	
カナダドル	ENBRIDGE INC	13,360	46.65	623,244.00	
	TRANSCANADA CORP	22,500	59.68	1,342,800.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2,300	112.72	259,256.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	5,300	75.02	397,606.00	
	BCE INC	17,200	58.25	1,001,900.00	
小計				3,624,806.00	
				(304,483,704)	
ユーロ	TOTAL SA	17,750	50.37	894,067.50	
	BASF SE	2,230	68.31	152,331.30	
	FUCHS PETROLUB SE	10,800	35.80	386,640.00	
	SIEMENS AG	4,150	97.36	404,044.00	
	VINCI SA	3,300	83.52	275,616.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	5,600	27.47	153,832.00	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	2,400	74.67	179,208.00	
	MICHELIN (CGDE)	1,800	105.20	189,360.00	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,400	89.24	124,936.00	
	UNILEVER NV-CVA	24,300	47.09	1,144,408.50	
	SANOFI	3,000	75.03	225,090.00	
	ING GROEP NV-CVA	13,000	11.63	151,190.00	
	ALLIANZ SE	3,090	196.58	607,432.20	
	HANNOVER RUECK SE	5,550	131.00	727,050.00	
	SAMPO OYJ-A SHS	15,200	42.17	640,984.00	
小計				6,256,189.50	
				(793,535,076)	
イギリスポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	37,150	23.52	873,768.00	
	BHP GROUP PLC	25,610	17.44	446,792.06	
	BAE SYSTEMS PLC	58,400	4.75	277,750.40	
	COMPASS GROUP PLC	6,800	16.82	114,410.00	
	BRITISH AMERICAN TABACCO PLC	14,460	28.71	415,218.90	
	IMPERIAL BRANDS PLC	20,850	25.60	533,760.00	
小計				2,661,699.36	
				(392,414,336)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	9,500	91.04	864,880.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	13,340	89.08	1,188,327.20	
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	2,000	277.65	555,300.00	
小計				2,608,507.20	
				(292,100,636)	
スウェーデンクローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	3,200	253.90	812,480.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	15,200	173.20	2,632,640.00	
小計				3,445,120.00	
				(41,272,537)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	29,920	158.00	4,727,360.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	32,000	154.90	4,956,800.00	
	TELENOR ASA	33,800	167.60	5,664,880.00	
小計				15,349,040.00	
				(198,463,087)	
合計				4,102,625,424	
				(4,102,625,424)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 29銘柄	49.9%	50.8%
カナダドル	株式 5銘柄	7.3%	7.4%
ユーロ	株式 15銘柄	19.1%	19.3%
イギリスポンド	株式 6銘柄	9.4%	9.6%
スイスフラン	株式 3銘柄	7.0%	7.1%
スウェーデンクローナ	株式 2銘柄	1.0%	1.0%
ノルウェークローネ	株式 3銘柄	4.8%	4.8%

(イ) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

世界3資産分散ファンド

(2019年 4月26日現在)

資産総額	351,531,449円
負債総額	90,999円
純資産総額（ - ）	351,440,450円
発行済数量	555,149,070口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.6331円

(参考) 世界高金利債券マザーファンド

(2019年 4月26日現在)

資産総額	730,174,819円
負債総額	500,125円
純資産総額（ - ）	729,674,694円
発行済数量	580,562,100口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2568円

(参考) 北米リート・マザーファンド

(2019年 4月26日現在)

資産総額	10,238,587,263円
負債総額	2,830,562円
純資産総額（ - ）	10,235,756,701円
発行済数量	4,033,034,157口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.5380円

(参考) オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

(2019年 4月26日現在)

資産総額	739,781,802円
負債総額	131円
純資産総額（ - ）	739,781,671円
発行済数量	320,872,764口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.3055円

（参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

（2019年 4月26日現在）

資産総額	1,555,189,087円
負債総額	523円
純資産総額（ - ）	1,555,188,564円
発行済数量	1,371,905,049口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1336円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

受益者等に対する特典
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に

対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2019年4月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2019年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託を除く。)

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	167	11,229
追加型公社債投資信託	3	2,273
単位型株式投資信託	64	1,415
単位型公社債投資信託	9	150
合計	243	15,069

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		14,934,990		15,708,895
有価証券				90,390
未収委託者報酬		993,411		1,080,542
未収運用受託報酬		88,940		14,356
未収投資助言報酬		11,660		11,660
前払費用		65,995		66,647
未収入金				5,399
未収収益		40,570		19,886
その他の流動資産		3,980		4,904
流動資産合計		16,139,548		17,002,683
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	240,672	1	228,682
器具備品	1	47,370	1	37,985
有形固定資産合計		288,043		266,667
無形固定資産				
ソフトウェア		7,477		6,782

電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	9,600	8,904
投資その他の資産		
投資有価証券	1,844,495	1,647,347
親会社株式	857,359	348,548
長期差入保証金	231,934	232,079
前払年金費用	45,243	31,734
繰延税金資産		59,229
その他	26,705	25,580
貸倒引当金	14,510	14,510
投資その他の資産合計	2,991,227	2,330,010
固定資産合計	3,288,871	2,605,582
資産合計	19,428,420	19,608,265

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	16,162	15,536
前受投資助言報酬	631	631
未払金	582,657	625,305
未払収益分配金	9	5
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	469,243	512,821
その他未払金	108,404	107,476
未払費用	191,964	202,822
未払法人税等	266,953	105,393
未払消費税等	69,533	
賞与引当金	12,423	11,400
流動負債合計	1,140,326	961,089
固定負債		
退職給付引当金	293,554	310,078
役員退職慰労引当金	43,030	17,880
繰延税金負債	52,458	
資産除去債務	88,744	89,658
長期未払金	106,702	67,901
固定負債合計	584,490	485,518
負債合計	1,724,816	1,446,608
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662

繰越利益剰余金	9,766,079	10,500,468
利益剰余金合計	15,664,571	16,398,960
株主資本合計	17,231,071	17,965,460
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	472,532	196,196
評価・換算差額等合計	472,532	196,196
純資産合計	17,703,603	18,161,657
負債・純資産合計	19,428,420	19,608,265

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,228,981	10,964,360
運用受託報酬	122,677	40,492
投資助言報酬	28,168	28,800
営業収益合計	12,379,827	11,033,653
営業費用		
支払手数料	6,153,368	5,343,010
広告宣伝費	202,382	183,752
公告費	175	
受益権管理費	17,980	17,749
調査費	1,604,822	1,601,396
調査費	369,732	305,474
委託調査費	1,235,089	1,295,921
委託計算費	283,795	272,941
営業雑経費	336,121	340,974
通信費	55,390	57,308
印刷費	217,222	216,118
諸経費	51,998	56,348
協会費	8,471	8,137
諸会費	3,038	3,061
営業費用合計	8,598,645	7,759,824
一般管理費		
給料	1,558,069	1,490,747
役員報酬	154,200	120,600
給料・手当	1,403,769	1,364,335
賞与	100	5,811
交際費	19,557	21,170
寄付金	18,911	16,786
旅費交通費	45,188	39,050
租税公課	56,132	51,822
不動産賃借料	217,300	219,956
賞与引当金繰入	12,423	11,400
退職給付費用	75,720	78,631
役員退職慰労引当金繰入	7,060	6,500

固定資産減価償却費	34,131	31,740
諸経費	339,022	336,645
一般管理費合計	2,383,517	2,304,450
営業利益	1,397,665	969,377

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	54,254	1	36,327
受取利息		1,186		1,329
約款時効収入		3,127		3
雑益		5,395		2,989
営業外収益合計		63,964		40,650
営業外費用				
固定資産除却損	2	85	2	253
為替差損		139		257
雑損		60		94
営業外費用合計		286		605
経常利益		1,461,343		1,009,422
特別利益				
有価証券償還益		32,986		
投資有価証券売却益		11,937		646
投資有価証券償還益		618		71
親会社株式売却益		7,388		130,424
特別利益合計		52,931		131,141
特別損失				
有価証券償還損		10,994		
投資有価証券売却損		48,590		13,131
投資有価証券償還損		3,041		1,560
ゴルフ会員権評価損				1,125
特別損失合計		62,626		15,816
税引前当期純利益		1,451,648		1,124,747
法人税、住民税及び事業税		500,764		338,839
法人税等調整額		50,983		10,269
法人税等合計		449,781		349,108
当期純利益		1,001,866		775,639

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産
	資本剰余金		利益剰余金		その他 有価証	評価・ 換算差	
	資本剰	資本剰	その他利益剰余金	株主資本			

	資本金	資本準備金	余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	合計	券評価差額金	額等合計	合計
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,001,866	1,001,866	1,001,866			1,001,866
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									1,570	1,570	1,570
当期変動額合計	-	-	-	-	-	960,616	960,616	960,616	1,570	1,570	962,187
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						775,639	775,639	775,639			775,639
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									276,335	276,335	276,335
当期変動額合計	-	-	-	-	-	734,389	734,389	734,389	276,335	276,335	458,053
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	18,161,657

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15~18年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」23,838千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」76,296千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」52,458千円として表示しており、変更前と比べて総資産が23,838千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	13,625千円	25,616千円
器具備品	85,304 "	97,870 "
計	98,930 "	123,486 "

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取配当金	40,591千円	19,610千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
器具備品	85千円	253千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2017年3月31日	2017年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2018年3月31日	2018年6月22日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	622,429	396,091
合計	848,767	622,429

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,934,990	14,934,990	
(2) 未収委託者報酬	993,411	993,411	
(3) 投資有価証券	1,290,634	1,290,634	
(4) 親会社株式	857,359	857,359	
(5) 長期差入保証金	231,934	230,827	1,106
(6) 未払金（未払手数料）	469,243	469,243	
(7) 未払法人税等	266,953	266,953	

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	
(2) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	
(3) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	
(4) 親会社株式	348,548	348,548	
(5) 長期差入保証金	232,079	232,995	1,083
(6) 未払金（未払手数料）	512,821	512,821	
(7) 未払法人税等	105,393	105,393	

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券、（4）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（5）長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2019年3月31日）
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,934,990			
未収委託者報酬	993,411			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他		888,608	27,474	
長期差入保証金		5,596		226,338
合計	15,928,401	894,204	27,474	226,338

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895			
未収委託者報酬	1,080,542			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	90,390	612,770	141,852	
長期差入保証金		5,741		226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,203,455	481,381	722,073
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	164,939	140,000	24,939
小計		1,368,395	621,381	747,013
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	11,830	12,350	520
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			

	(3) その他	767,769	833,183	65,414
小計		779,599	845,533	65,934
合計		2,147,994	1,466,915	681,078

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	647,368	328,806	318,562
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	10,465	12,350	1,885
小計		715,886	772,183	56,297
小計		726,351	784,533	58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	14,102	7,388	
合計	794,347	11,937	48,590
合計	808,449	19,326	48,590

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	283,000	130,424	
(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
(3) その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当事業年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	554,146	595,688
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416
数理計算上の差異の発生額	11,388	13,891
退職給付の支払額	3,777	25,631
退職給付債務の期末残高	595,688	611,083

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	310,452	343,897
期待運用収益	1,552	1,719
数理計算上の差異の発生額	14,965	4,398
事業主からの拠出額	18,743	17,595
退職給付の支払額	1,816	8,692
年金資産の期末残高	343,897	350,120

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	289,888	296,922
年金資産	343,897	350,120
	54,008	53,197
非積立型制度の退職給付債務	305,799	314,160
未積立退職給付債務	251,790	260,962
未認識数理計算上の差異	3,480	17,380
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343
退職給付引当金	293,554	310,078
前払年金費用	45,243	31,734
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416
期待運用収益	1,552	1,719
数理計算上の差異の費用処理額	6,005	11,368
確定給付制度に係る退職給付費用	61,160	64,566

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	37.1%	37.8%
一般勘定	31.1%	31.1%
債券	19.0%	18.2%
その他	12.8%	12.9%

合計	100.0%	100.0%
----	--------	--------

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.07%	0.00%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,560千円、当事業年度13,786千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	89,886	94,946
役員退職慰労引当金	13,175	5,474
賞与引当金	3,803	3,490
ゴルフ会員権評価損	1,838	2,182
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	20,189	17,815
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,173	27,453
未払事業税	15,447	8,927
未払不動産賃借料	44,553	32,672
その他	5,461	4,884
繰延税金資産の合計	228,789	205,108
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	228,735	104,404
未収配当金	12,367	6,003
資産除去債務に対応する除去費用	26,291	25,753
前払年金費用	13,853	9,717
繰延税金負債の合計	281,248	145,878
繰延税金資産(負債)の純額	52,458	59,229

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2018年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
期首残高	87,840	88,744
有形固定資産の取得に伴う増加額		
時の経過による調整額	904	914
資産除去債務の履行による減少額		
期末残高	88,744	89,658

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,775,979 (注1)	未払手数料	196,664 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払手数料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1株当たり純資産額	21,458円91銭	22,014円13銭
1株当たり当期純利益金額	1,214円38銭	940円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	1,001,866千円	775,639千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純利益	1,001,866千円	775,639千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	825,000株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	17,703,603千円	18,161,657千円
純資産の部から控除する合計額		
普通株式に係る期末の純資産額	17,703,603千円	18,161,657千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	825,000株

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2019年6月20日開催の第55回定時株主総会において、株主還元と資本効率の向上を目的として、会社法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項を決議いたしました。

(1) 取得株式の種類

普通株式

(2) 取得株式の総数

300,000株(上限)

(3) 株式の取得価額の総額

5,000,000千円(上限)

(4) 取得期間

第55回定時株主総会終結の時から1年以内

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2019年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「委託先運用会社」

リーフ アメリカ エル エル シー

資本金の額

2018年12月末日現在、251,293千米ドル

事業の内容

米国籍の会社であり、内外の不動産投資に係る投資運用業務を営むとともに、不動産投資信託の運用及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3) 「販売会社」（資本金の額は、2019年3月末日現在）

名 称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
阿波証券株式会社	100	
株式会社 S B I 証券	48,323	
寿証券株式会社	305	
三縁証券株式会社	150	
静岡東海証券株式会社	600	
荘内証券株式会社	100	
ばんせい証券株式会社	1,558	
益茂証券株式会社	515	
楽天証券株式会社	7,495	

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「委託先運用会社」は、主に以下の業務を行います。

リーフ アメリカ エル エル シーは、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産および不動産投資信託証券等の運用の指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。

(3) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。2019年3月末日現在）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 2 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - ・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨
- 3 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

す。

独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年6月20日開催の定時株主総会において自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金正典 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「世界3資産分散ファンド」の2018年10月19日から2019年4月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「世界3資産分散ファンド」の2019年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。